

東北大学産学連携機構革新材料創成センター（仮称）研究室等使用内規

令和2年3月3日

産学連携機構長裁定

（趣旨）

第1条 この内規は、東北大学産学連携機構革新材料創成センター（仮称）研究室及び実験室（以下「研究室等」という。）の使用について定めるものとする。

（研究室等の使用）

第2条 産学連携機構長（以下「機構長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、研究室等を期間を定めて使用させるものとする。

- 一 東北大学（以下「本学」という。）の教員等が行う材料に関する研究で、産学官連携によるもの又はイノベーションの創出に寄与するものに使用する場合
- 二 本学と共同研究を行う相手方が第1号に掲げる研究（研究開発を含む。）に使用する場合
- 三 本学又は本学の教員等が関係するベンチャー企業等が第1号に掲げる研究（研究開発を含む。）に使用する場合
- 四 前三号に掲げるもののほか、学術研究の発展に寄与すると認められる場合その他機構長が特に適当と認めるものに使用する場合

（使用の期間）

第3条 研究室等の使用期間は、1年以上5年以内とする。ただし、第5条第1項に定める審査において機構長が適当と認めるときは、1年未満の期間で使用させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、5年の期間満了時に延長の申請があったときは、第5条第1項に定める審査において機構長が特に適当と認める場合に限り、1年を単位として前項の期間を延長することがある。

（使用の申請）

第4条 研究室等を使用しようとする者は、所定の期日までに別記様式第1号又は第2号により機構長に提出しなければならない。

（使用の許可）

第5条 機構長は、前条の申請があったときは、東北大学革新材料創成センター（仮称）運営準備委員会（以下「運営準備委員会」という。）に、その使用目的等を審査させるものとする。

- 2 機構長は、前項の審査の結果、適当と認めるものについては必要な条件を付して使用を許可するものとする。
- 3 機構長は、前項の規定により使用を許可したときは、別記様式第3号により申請者に通知するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、第2条第2号から第4号（本学の教員等が使用する場合を除く。）の

規定により使用を許可された者は、国立大学法人東北大学不動産等貸付事務取扱細則（平成17年12月27日理事（財務担当）裁定）による建物等使用申込書を東北大学総長に提出し、研究室等の貸付けに係る契約を締結するものとする。

（使用料）

第6条 使用料は、建物及びその付帯施設等に係る基本料金並びに光熱水料等の実費弁償的な付帯料金とする。

2 基本料金は次の表に定めるとおりとし、付帯料金は別に定めるところによる。

使用の区分	仕様	1年間当たりの料金（税込）	
本学の教員等に 使用させる場合	クリーンルーム以外	1平方メートルにつき	27,000円
	クリーンルーム	1平方メートルにつき	33,000円
本学以外の者に 使用させる場合	クリーンルーム以外	1平方メートルにつき	33,000円
	クリーンルーム	1平方メートルにつき	41,000円
備考 第3条第1項ただし書きに定める期間により使用させる場合にあっては、当該使用の期間に応じ、上記に定める金額を減額して徴収するものとする。			

（使用料の納付）

第7条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、前条に規定する使用料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、返付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を返付することがある。

- 一 災害その他使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。
- 二 第11条第1項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。
- 三 第12条の規定により使用の期間の変更又は取りやめの承認を受けたとき。

（使用料の特例）

第8条 機構長が特に必要と認めた場合は、使用料の一部又は全部を徴収しないことがある。

（原状変更等）

第9条 使用者は、研究室等に特別の工作をし、又は原状を変更してはならない。ただし、機構長の承認を得た場合は、この限りでない。

（使用の権利の譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。

（使用の許可の取消し等）

第11条 機構長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用中

止させることがある。

- 一 本学において使用する必要が生じたとき。
- 二 使用者がこの内規又は使用の許可条件に違反したとき。

2 前項により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼす場合であっても、本学はその責めを負わない。

(使用の期間の変更等)

第12条 使用者は、使用の期間を変更し、又は使用を取りやめる場合は、30日前までに機構長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終えたとき、又は第11条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、研究室等及びその設備、備品等を破損し、若しくは滅失した場合又は使用の許可条件に定める義務を履行しない場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事務等)

第15条 東北大学産学連携機構革新材料創成センター(仮称)の管理運営及び研究室等の使用に関する事務は、当面の間、研究推進部産学連携課が行う。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、研究室等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年3月3日から施行する。

東北大学革新材料創成センター (仮称) 使用申請書

No.			
産学連携機構長 殿		令和 年 月 日	
申請者 (代表者)			
所属部局: _____			
職名: _____ 氏名: _____ 印			
電話: _____ FAX: _____			
E-mail: _____			
革新材料創成センター (仮称) の使用について、次のとおり申請します。 なお、使用に当たっては関連規則を遵守します。			
プロジェクト名称			
資金の名称等	<u>資金①</u> 事業名称: _____ 種別 (○印): 共同研究・受託研究・補助金・その他 (寄附金、大学運営資金等) 予算総額: _____ 円 期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
	<u>資金②</u> 事業名称: _____ 種別 (○印): 共同研究・受託研究・補助金・その他 (寄附金、大学運営資金等) 予算総額: _____ 円 期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
組 織	所 属 ・ 職 名	氏 名	連絡先 (電話)
	学内者		
	相手		
	機 関		
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ※最長5年		
希望する部屋番号	部屋番号	*センター記入欄	
	備考	No.	m ²
使用予定機器等名	①学内持ち込み機器		
	②企業等持ち込み機器	③その他	

1. 研究概要	
2. センターの趣旨と合致する点	
3. 入居期間内におけるセンターの趣旨に合致する成果への寄与	(入居後何年までに、何をどこまで行うのかを明記して下さい。)
4. 産学官共同研究推進への寄与	
5. 施設改修計画	(研究開発を行う上で、改修が必要な場合は記載して下さい。例：研究室内へのトイレの設置)
備 考	

注) 研究プロジェクトの概要がわかるパワーポイント資料1枚を添付してください。

東北大学革新材料創成センター（仮称）使用申請書

No.			
東北大学産学連携機構長 殿		令和 年 月 日	
申請者（代表者）			
企業名等： _____			
職名： _____ 氏名： _____ 印			
電話： _____ FAX： _____			
E-mail： _____			
革新材料創成センター（仮称）の使用について、次のとおり申請します。 なお、使用に当たっては関連規則を遵守します。			
プロジェクト名称			
資金の名称等	資金①		
	<input type="checkbox"/> 自社の自己資金より充当 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 予算総額： _____ 円		
資金の名称等	資金②		
	<input type="checkbox"/> 自社の自己資金より充当 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 予算総額： _____ 円		
組 織	所 属 ・ 職 名		氏 名
	連絡先（電話）		
	申請 機 関		
	本学 関 係 者		
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ※最長5年		
希望する部屋番号	部屋番号	*センター記入欄	
	備考	No.	m ²
使用予定機器等名	①申請機関（企業等）持ち込み機器		
	②本学（関係者等）持ち込み機器	③その他	

1. 研究概要	
2. センターの趣旨と合致する点	
3. 入居期間内におけるセンターの趣旨に合致する成果への寄与	(入居後何年までに、何をどこまで行うのかを明記して下さい。)
4. 産学官共同研究推進への寄与	
5. 施設改修計画	(研究開発を行う上で、改修が必要な場合は記載して下さい。例：研究室内へのトイレの設置)
備 考	

注) 研究プロジェクトの概要がわかるパワーポイント資料1枚を添付してください。

別記様式第3号（第5条第3項関係）

革新材料創成センター（仮称）使用許可書

令和 年 月 日

殿

産学連携機構長 ⑩

革新材料創成センター（仮称）の実験室等の使用を下記のとおり許可する。

記

プロジェクトの研究代表者	
使用許可期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用許可実験室等	室 m ² 使用料 年額 千円(光熱水料等付帯料金は別途)
使用条件	革新材料創成センター（仮称）研究室等使用内規等を遵守すること（原状回復を含む。）